

平成27年 6 月11日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成27年 美里町議会全員協議会

平成27年6月11日(木曜日)

出席議員(16名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
5番	赤坂芳則君	6番	櫻井功紀君
7番	大橋昭太郎君	8番	我妻薫君
9番	鈴木宏通君	10番	橋本四郎君
11番	吉田二郎君	12番	山岸三男君
13番	佐野善弘君	14番	前原吉宏君
15番	平吹俊雄君	16番	吉田眞悦君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課長	伊勢聡君
下水道課長	佐々木信幸君
下水道課課長補佐	花山智明君
下水道課主査	田村太一君
防災管財課長	櫻井英治君
防災管財課主幹兼原子力対策係長	齋藤寿君
企画財政課長	須田政好君
企画財政課課長補佐	佐々木さとみ君
産業振興課課長補佐	今野正祐君
産業振興課商工観光室長	阿部伸二君

建設課長 沼津晃也 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤 俊幸 君

議事日程

平成27年6月11日(木曜日) 午後1時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

1) 下水道事業に係る地方公営企業法適用の概要について

2) 原子力災害に関する避難計画の作成状況等について

3) 美里町コールセンター人材育成事業について

4) 美里町都市計画基本図データ整備事業について

第4 その他

第5 閉 会

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局長（吉田 泉君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 皆さん、こんにちは。本当にきょう大変すばらしい天気であります。この全員協議会も 3 月議会以来かな、委員会のほうはありましたけれども、全員というのは久方ぶりでございます。

本日の全員協議会、執行部からは追加もありまして、全部で 4 件ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、執行部のほうの終わりましたらば、議会のほうからも何点か皆さんに御報告等々ございますので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、本日全員協議会よろしくお願ひいたします。

早速協議事項に入ります。

まず最初に、町長のほうから。

町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

本日は、議長のお取り計らいによりまして、議会全員協議会を開催していただきましたことに厚く御礼を申し上げさせていただきます。

まず、このたび平成 27 年 6 月 1 日、長年の本町議会広報活動のすばらしい実績が認められ、県議長会より特別褒賞の栄に浴され、まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。別に山岸さんに言ったわけではありません。今後のますますの御活躍を御期待を申し上げます。

さて、本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1 点目は、下水道事業に係る地方公営企業法適用の概要について、2 点目は、原子力災害に関する避難計画の作成状況等について、3 点目は、コールセンター人材育成事業の経過報告について、4 点目は、都市計画基本図データ整備事業の経過報告についてであります。

初めに、下水道事業に係る地方公営企業法適用の概要について、御説明申し上げます。

下水道事業の公営企業会計の適用に当たっては、平成 27 年 1 月 27 日付で総務大臣から各地方公共団体へ、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 力年で地方公営企業法の適用を行うよう要請されているところでございます。

本町におきましては、これまで下水道事業の財政の健全化のため、地方公営企業法の適用を目標に準備を進めてまいりました。現在下水道事業の地方公営企業法の適用に必要な条例を、本年 9 月議会定例会に上程する予定であります。その前段として、下水道事業を取り巻く財

政的な制度のほかに、これまでの準備事業の進捗状況について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の原子力災害に関する避難計画の策定状況等について、御説明申し上げます。

本町は、小島行政区が東北電力株式会社女川原子力発電所から30キロ圏内に位置しており、関係法令等の定めに従い、平成25年3月に町の地域防災計画に原子力災害対策編を追加し、その中で避難等計画を作成することとしております。

現在、町は女川原子力発電所から30キロ圏内に限定することなく、町内全域を対処とした原子力災害避難計画を作成しているところであります。

本日は、避難計画策定に係る進捗状況及び計画の基本方針などを御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明を申し上げます。

次に、3点目の美里町コールセンター人材育成事業の経過報告について御説明申し上げます。

コールセンター人材育成事業については、これまで8回にわたり、全員協議会で御報告申し上げてきたところでございます。

今回の全員協議会におきましては、平成26年度宮城県緊急雇用創出事業補助金の精算の状況、厚生労働省による調査の状況、平成25年度同補助金の精算の状況等について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど産業振興商工観光室長から御説明申し上げます。

次に、4点目の都市計画基本図データ整備事業の経過報告について、御説明申し上げます。

本事業は、平成25年度宮城県緊急雇用創出事業を活用し、平成25年10月22日から、平成26年3月25日までの期間、事業を実施いたしました。しかし、事業の実施期間中に緊急雇用創出事業の趣旨に反する事象が確認されたことから、平成27年5月13日に受託事業者であるアジア航測株式会社仙台支店から、美里町に対して、委託料の全額1,575万円の自主返納がございました。本日は、その経過及び今後の対応等について御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど建設課長から御説明申し上げます。

以上、議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（吉田眞悦君） 次に、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、説明に入ります前に、私から本日の説明員を紹介させていただきます。

初めに、下水道課長の佐々木信幸でございます。

下水道課長（佐々木信幸君） 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、下水道課課長補佐花山智明でございます。

下水道課課長補佐（花山智明君） 花山です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 最後になりますが、下水道課主査田村太一でございます。

下水道課主査（田村太一君） 田村です。よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、早速。課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 本日は、貴重な時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど町長が申しあげましたように、国では平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間としており、中でも下水道事業に関しましては、住民生活に密着し、資産規模も大きいことから、公営企業会計の適用の必要性が高い事業として、重点事業と位置づけられております。

国は、全国の都道府県、及び人口3万人以上の市町村は、下水道の公営企業会計への移行が必要であるとしており、また、人口3万人未満の市町村につきましても、できる限り移行が必要であるとして、移行作業のためのマニュアルも既に示されているところでございます。

宮城県におきましても、県が運営している流域下水道については、公営企業会計を適用することを既に決定しており、平成27年度から具体的な作業に入っております。また、同時に県内市町村に対しましても、公営企業会計の適用に向けて強く指導を行っており、適用のための会議や、研修会等が今年度開催される予定になっております。

そのような中で、美里町につきましては、他に先駆けまして、平成25年度に地方公営企業法適用に関する基本方針を定め、平成28年4月からの適用を目指して、具体的な準備を進めてまいりました。その準備作業も今年度で3年目となり、来年度からの適用を目前に控えて、いよいよ最終段階に入ってきたところでございます。つきましては、これまでの準備作業の進捗状況と、今後の予定、また公営企業会計導入による効果などにつきまして、改めて議員の皆様にご説明を申し上げたいと存じます。

説明につきましては、お手元の資料に基づきまして、当初から準備作業に当たってまいりました田村主査から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） では、説明を。田村主査。

下水道課主査（田村太一君） それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に地方財政における下水道事業のあらましということで、下水道の財政における位置づけ的な部分の御説明をしたいと思います。

まず、枝番1ということで下水道の役割、こちらは大きく3点ございます。1点目は、汚水を排除することによる生活環境の改善になります。2点目は、雨水を排除することで、住宅地の浸水の防除というのがございます。3点目としては、1点目、2点目を達成することで、公共用水域の水質の保全が達成されます。3番目のほうは、実質的な最終目標というようなことになりますので、下水道は生活インフラというよりは、環境インフラの側面が高いものと思われれます。

枝番2番目の下水道の種類でございます。こちらの図のほうをごらんいただきます。広義の下水道と言うことで、公営企業として実施されているもの、一般会計等で実施されているものなど、いろいろな仕分けがございます。右側に幾つか事業の名称がございますので、こちらを簡単に御説明させていただきます。

公共下水道事業、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、こちらの3点につきましては、国土交通省の補助事業で実施されるものです。特定公共下水道については、事業者、工業団地等の事業者向けの下水道になります。特定環境保全公共下水道につきましては、市街地の外、都市計画区域外等の市街地の外に対しての公共下水道になります。

農業集落排水から簡易排水施設まで、こちらの4種類につきましては、農林水産省の補助事業で実施されるものです。

小規模集合排水処理施設につきましては、市町村単独で実施する下水の集合処理になります。

特定地域生活排水処理施設につきましては、環境省の補助事業を受けて実施する市町村型の浄化槽事業です。

個別排水処理施設につきましては、市町村単独で行う市町村型の浄化槽整備事業になります。

都市下水道コミュニティプラント浄化槽につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

次のページ、お開きをお願いいたします。

先ほどの図のほうから、美里町が管理運営する事業を抜粋いたしましたのが、こちらの図になります。参考までに御確認をいただきたいと思っております。

次に、下水道事業の経費負担の考え方でございます。経費負担区分につきましては、雨水の事業については公費で、汚水の事業につきましては公費と私費でその経費を賄うということとされております。

汚水事業の公費についての考え方でございます。地方財政計画では、資本費、公費的事業の場合ですと、元利償還金になります。資本費に対する財政措置につきましては、公共下水道分岐流式の場合ですと、こちらの図のとおり、雨水が全体の1割、残りが汚水の経費なんですけれども、そのうち処理区域外人口密度に応じて、段階的に財政措置が変動いたします。美里町の公共下水道事業の場合、処理区域内人口密度は30人でございます。ですので、美里町の場合、雨水1割、汚水5割の合計6割が地方財政計画で措置されているということになります。

農業集落排水につきましては、人口密度に関わりなく、雨水1割、汚水6割、計7割が措置されていることとなります。

次のページをお願いいたします。

一般会計操出基準についてです。予算の御説明の際に、たびたび一般会計操出基準という言葉を使わせていただいておりますが、こちらにつきましては……。

議長（吉田眞悦君） 皆さん十二分に気をつけて。続けて。

下水道課主査（田村太一君） 一般会計操出基準につきましては、毎年度国が策定いたします地方財政計画において、その歳出の項目の1つとして、公営企業操出金が算入されております。その算入の際の基本的な考え方を一般会計操出基準ということで、毎年総務省から通知がなされております。ですので、一般会計操出基準に基づいた操出金については、地方財政計画上は財源が確保されているというような整理になります。

大きい2番目、地方公営企業法適用の狙いになります。

まず、地方公営企業会計の適用の推進の背景でございます。推進の背景としては、人口減少、施設設備の老朽化等厳しさを増す経営環境を踏まえて、自治体の公営企業の経営基盤及び経営力の強化を進めるということで、適用が要請されているところです。

適用の推進については、平成10年度からたびたび要請されてきておりましたが、平成27年1月に今までより強いプッシュという形で、重点的に取り組むよう要請があったものです。

県内の下水道事業の適用状況についてです。適用状況につきましては、仙台、白石、名取、岩沼、山元の5団体が既に適用済みでございます。直近では、平成21年度に山元町さんが適用されています。他の市町村につきましては、重点的に取り組むような要請を受けて、現在検討及び準備を行っているところです。全国的には、15.2%が法適用事業を行っております。

次のページをお願いいたします。

公営企業会計の導入効果でございます。大きく3点ございます。

1点目は、経営状況及び資産等の正確な把握による経営管理ということで、民間企業と同等

の精度の高い財務諸表を作成することで、経営状況、資産の正確な把握を通して、計画的な事業運営、2点目としては、使用料の適正化です。企業会計では、期間損益計算を行いますので、使用料に対する適正な原価計算ができることとなります。

3点目、その他でございます。こちらは、現金的なメリットになります。消費税と地方消費税の節税とありますが、消費税法の中で、計算の特例を受けることができまして、節税効果が期待できます。もう1点目が普通交付税算定額の増加ということで、公営企業法適用事業のほうに優遇された算定となりますので、普通交付税の増加が期待できます。試算いたしましたところ、この2点を合わせて、おおむね400万円から500万円程度は、メリットになるのではないかというふうに考えております。

公営企業法の全部適用と一部適用の違いについてです。まず、地方公営企業法、地方公営企業とは、になります。ページ下部の図を見ていただきたいと思うんですが、公営企業につきましては、地方財政法第6条で、その経費について、経営について、会計について定められております。その会計の中で、地方公営企業法を適用した場合、公営企業会計として経理を行うということになっております。

済みません、次のページをお願いいたします。

公営企業会計を導入するためには、地方公営企業法の適用を受ける必要があります。地方公営企業法は、公営企業の組織、財務、職員の身分を規定した法律で、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例を定めた法律になります。

表をごらんいただきたいと思います。

地方公営企業法の適用区分になります。 から まで水道事業からガス事業までなんですけれども、こちらは地方公営企業法で必ずその全てを適用するものとされている事業になります。病院事業につきましては、財務規定のみの一部を適用することが定められているものでございます。その他の事業、簡易水道ですとか、下水道事業につきましては、適用するかどうかについては、任意でというような整理になっております。

全部適用、一部適用の別による事務執行体制でございます。表をごらんいただきたいと思えます。

全部適用の場合、企業の管理者を置く場合と、管理者を置かない場合、一部適用の場合ですと、出納事務を会計管理者に委任しない場合、委任する場合の合計4パターンございます。本町ですと、水道事業が全部適用の企業管理者を置かないという事務体制になっております。病院事業の場合ですと、一部適用の出納事務を会計管理者に委任しないという体制になっており

ます。今回下水道事業につきましては、一部適用で出納事務を会計管理者に委任するというようなスタイルをとりたいと考えております。その事務体制についてなんですけれども、全部適用の場合、課長のすぐ後に町長の事務というような格好になります。一部適用の場合、担当課長の上に企画財政課長、総務課長、副町長の決裁などが入ることになります。

次に、全部適用、一部適用の別による職員の身分についてです。一部適用につきましては、一般行政職員と同様に、地方公務員法の適用を受けます。全部適用の場合ですと、企業職員として地方公営企業等の労働関連に関する法律などの適用を受けます。一部地方公務員法の適用が除外されます。

次のページをお願いします。

今までの準備作業の進捗状況についてです。基本方針の策定についてです。基本方針につきましては、平成25年11月に次のとおり策定させていただきました。適用対象事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業となります。コミュニティプラントにつきましては、広義では下水道事業と整理されておるんですけれども、地方財政制度上……。

議長（吉田眞悦君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 5 3 分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開します。

引き続き説明を。

下水道課主査（田村太一君） 説明をいたします。コミュニティプラントにつきましては、広義では下水道事業と整理されておるんですけれども、地方財政制度上、地方公営企業と整理されておりません。ですので、今回地方公営企業法の適用対象とはしないこととさせていただきます。

また、一般会計は、消費税法の規定によって消費税の申告義務がございません。ですので、節税の観点からもコミュニティプラントをそのまま一般会計で経理したほうがよいと考えます。

適用範囲についてです。財務規定等のみ的一部適用で、出納事務を会計管理者に委任ということとしたいと思います。全部適用の場合、管理者に大きな権限を持たせて、町長の事務局と切り離れた事務体制となっておりますので、副町長、総務課長、企画財政課長等の決裁権がございません。下水道事業の場合、公共下水道の建設途上であり、歳入における一般会計

繰入金の割合も大きいことから、一部適用とし、副町長等の決裁を得ることによるチェック機能の強化が重要であると考えます。

一部適用の場合には、企業出納員を設置せず、会計管理者に委任することができます。会計管理者に出納事務を委任することで、一般会計との出納事務の集約化、企業財務に長けた職員がふえることによる企業財務のチェック機能の強化が期待できます。

適用日につきましては、28年4月1日からとし、準備期間を3年間として今まで準備をいただいております。

固定資産台帳の整備についてです。平成25年7月から固定資産の調査を開始し、平成26年11月に固定資産台帳の整理を完了いたしました。

次に、例規改正案等の整理ということで、26年8月から27年3月まで地方公営企業法の適用に必要な例規の整備及び関係例規の改正案について整理を行いました。

次のページをお願いいたします。

関係課との事務調整です。法適用に当たり、新たに銀行口座を開設する必要があるため、金融機関等との事務調整を会計課で行うことにいたしました。公営企業会計システム、企業の財務システムです、におきましては、更新日を迎える一般会計のほうの文書管理システム等の行政情報系システムの更新とあわせ、一括発注することにいたしました。

今後の予定でございます。固定資産台帳関係については、整備が終わりました固定資産台帳を下水道台帳システム等への移行作業を行います。

条例関係になります。9月議会定例会のほうに下水道事業設置等に関する条例を上程したいと思っております。概要につきましては、地方公営企業法に基づく下水道事業会計の設置、地方自治法に基づく特別会計条例の廃止、地方自治法に基づく公共下水道事業基金条例及び農業集落排水事業基金条例の廃止になります。その他関係条例の字句修正を行います。

予算関係等になります。条例可決及びシステム導入後、当初予算編成を行います。なお、出納整理期間がなくなりますので、3月31日をもって打ち切り決算ということになります。この場合、本来ある出納整理期間がなくなりますので、出納整理期間に相当する収入と支出が未収金、未払い金として、決算し、新年度予算のほうに上乘せしたいと考えております。

その他になります。3月に総務省……。

議長（吉田眞悦君） 再度休憩をいたします。

午後1時58分 休憩

午後1時58分 再開

議長（吉田眞悦君） 落ち着いたようですので。では、再開いたします。

引き続き説明をお願いします。

下水道課主査（田村太一君） それでは、最後のその他になります。その他の手続としては、3月に総務省及び税務署等へ届け出をいたします。総務省には会計方式が変わったこと、税務署については、消費税の納税の関係で届け出をいたします。そのほか、3月に新しい銀行口座を開設いたします。そのほか、関係課と事務調整を引き続き行いたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。ありがとうございます。

議長（吉田眞悦君） あとは、補足、きょうはない、それで終わりなんですね。

じゃあただいま下水道事業にかかわる説明が終わりました。それで、一応新たに9月議会に向けて設置条例やら、それに伴って廃止しなくてはならない条例もあるということでもございます。今まで3年間積み重ねてきて、来年から公営企業会計をしたいということですので、今の説明の中で何か皆さんから確認しておきたいこと等あれば、山岸議員。

12番（山岸三男君） 1つ確認させてください。

6ページの適用範囲という項目あります。その中で、2行目の副町長、総務課長、企画財政課長、決裁権がありませんと書いてありますね。それで、下の段から一部適用とし、副町長の決裁を受けることによる決定機能の強化が重要であると思われるというのは、上の段で副町長決裁権ありませんと書いてあるんだけど、下は副町長の決裁権があるということで、ここが一部ということなんだか。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員、副町長の決裁権がないというのは、全部、全適の場合ね。一部適用にすることによって、決裁が得られますよということなんです。

12番（山岸三男君） ですから、一部適用としということで。そのところの加減が。

議長（吉田眞悦君） 課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 6ページの適用範囲の欄でございますけれども、上段の部分につきましては、全部適用を行った場合、副町長、総務課長、企画財政課長の決裁権がありませんというお話でございます。本町が予定しておりますのは、下の部分、一部適用でございます。それで、一部適用の場合は、副町長等の決裁を受ける等によるチェック機能の強化が図られるという意味での説明になっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 上の段は、総務課長、企画財政課長も入っているんだけど、一部の

場合は、副町長などとなっているから、結局同じように。

下水道課長（佐々木信幸君） 同じような決裁ルートになっております。

12番（山岸三男君） わかりました。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 一般質問でもしますけれども、公営企業になると、経営が安定化するという理由は何ですか。人は変わらないでしょうからね。仕事量も変わらない。公営企業で安定した状態ができるという、どういうことができる。人も変わらない、仕事も変わらない。どうしてなるんですか。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太一君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

公営企業会計の導入効果になります。こちらで1番目の項目として、経営状況及び資産等の正確な把握による経営管理とさせていただきます。

御質問の部分につきましては、経営状況と資産の正確な把握が、民間企業とほぼ同等のレベルで把握ができ得るということが1つございます。その立ち位置がきちんとわかるということが1つのメリットになっておりますので、それを踏まえてコストの削減、もしくは使用料の見直し等々、度合いが多いのかなというふうに考えております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 今まででは会計で言うなら、単式できたとして、それを複式簿記にすると財産の内容、財産の残額、あるいは移動、そういうのが具体的にわかるから、軽量、軽便化していくことができるというのは手段でしょう。問題は、企業会計にしてそれしたからといって、経営安定のほうにいくという自信はありますか。今の会計から見たら、収入は1億3,000万円しかない。公共下水道は。かかる金は管理費もそれ以上かかる。ほとんどの工事というのは、操出金と政府の助成ですよ。そういう状態がじゃあ今回変わるということですか。公営企業にすることによって。町の繰り出しが少なくなる。そういう自信があるんですか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 経営を安定させるというのは究極の目標なんですけど、じゃあどうやって安定させるんですかと。何の手段もなくして経営を安定と言ったって、口だけでは経営は安定しませんから、まず下水道事業の内容ですね。今はもう現金会計だけですから、資産があってもどれだけあるかわからないと。そういうことから見れば、現金会計だけでこのことは達成

できないので、まずこの公営企業会計を導入して、まず損益の状況がどうなっているのか。資産状況、負債の状況はどうなっているのかまず把握して、どの部分が一番弱いのか。財産の活用をさせる方法はないのか。そういったこともやっぱりきちとした手段を講じて、初めてどの部分に力を入れていかなきゃいけないかというのがわかるわけで、ただ、安定します、安定しますと、ここには安定とは何も書いていませんけれども、要は収益力が上がって経費をかけないで収益が上がれば、必ず経営は安定することになります。

もっと言うと、利益を積み上げていけばいいわけですから。そのためには、使用料の見直しとか経費の削減というのもそうであるわけですから、それは車の両輪みたいなもので、どうやって利益を確保して次の投資につなげていくかということが重要なので、今のような現金会計ではまずはっきり言って何もできないと。

ですから、今回こういうふうな公営企業一部適用で、公営企業会計を導入して、そういった経営を、例えば1年に1回の決算というか、四半期ごとにも出せるんですよ。費用と収入の効果ですぐ出ますから。そういったことで四半期ごとにも経営の状態どうなっていますかというのも、いわゆるその時点時点で把握できるという利点もできているということになりますので、対応早くなると思います。それが、結果的に経営が安定するのが一番いいわけでございますけれども、目指すところはそこでございます。その1つのワンステップを踏んだということだと思います。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） そういう試算というのは、必ずしも課であるからできなかったわけではないんですよ。課であってできなくて、企業にしたらできるというのは、人の問題、意識の問題。課であろうと何であろうとも、町民から預かった金を上手に使いながら、負担を軽減していく、少なくしていく、そういう気持ちがあれば企業会計であろうと何であろうと、同じ扱いです。扱う人は同じだから。その頭の切りかえが早急にできるかどうかは実は疑問があったの。今の公共下水道使用料20トン、月20トンですと4,200円、そうするとこの4,200円というのは10トン、20トンと切り抜いてあれなんですけれども、20トン以上になると260何円かな、1トン当たり上がるの。これで上がる金額が、企業会計によって早急に料金の見直しも入ってくるんですか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） それは、当然出ると思います。今の料金体系で果たして本当に橋本議員が言われる経営の安定につながるかどうかというのは、誰も検証したことがない。した

がいて、現金会計だけでは検証にはならないので、資産状況といわゆる損益計算の貸借対照表を見て、そういったことから総合的に判断して使用料の見直しが必要なのか。必要だとすれば、値上げになるのか、値下げになるのかということだと思います。

それから、人がかわらなきゃだめだといいますがけれども、それは2つなんですね。人だけかわっても、器がなければ、手段がなければできませんので、それはどっちが先でどっちが後だということにはならないと思います。やっぱりある一定の枠組みを超えた会計の導入が変われば、職員はやっぱりその器に従って、こういった学習もするし、研修もすると。もう既に何人かの職員もこの公営企業導入に当たっては、事前の研修を受けさせておりますから。

そういったことで、やっぱりある一定の会計の器があって初めて、そういう学習というか、そういうふうにやるというふうにもあるし、最初から職員にとってはこういうものが必要だとも言いますがけれども、でもそれがどちらがよくて、どちらが悪いということはないので、それはやっぱり双方、同時並行的にやっていくということなんだと思います。

議長（吉田眞悦君） 最後、橋本議員。

10番（橋本四郎君） 料金の改定が必要になってくるということは、私もわかるし、皆さんも考えている。そうすると、町民に説明する時期ですね。私は、早急に町民には事前に説明する必要があると思う。これは、水道料金の問題でも大変不評を買って、結果的にはまた値上げするようになる。だから、負担する町民の皆さん方に事前に説明をしながら、事前の了解をとって行って、不満がないような、会計の実態を示しながら。そういう手段はいつごろに考えていますか。町民への説明ということは。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 料金改定については、橋本議員が言われるとおりでございます、直前にあげますよと言われても、それは困りますと。やっぱりそれは何年か前からとか、少なくとも1年前に、あるいは1年半ぐらい前に試算をちゃんと出して、情報はもう早目に出して、議員さん方もとより、町民の方々にもいろんな御意見も頂戴しなければならないと。それは、当然私のほうもこれまでの仕事のような仕方ではだめだということで、情報については具体的に言えば、下水道料金の改定についても早目に情報を出して、御理解をいただくような努力はしていかなければならないと、このように思っています。

議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉議員。

1番（千葉一男君） 最初に1ページ、公営企業、この適用をしなくちゃいけないのが3万人以上のまず義務ですね。それから、3万人未満はそういう方向で頑張ってくれというようなことだ

と思うんですけれども、これは最終的には全部この適用が義務化されるんですか。まず1つの。

議長（吉田眞悦君） 課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 国のほうでは、義務という言葉は使っておりませんで、先ほど申し上げました3万人以上の市町村につきまして、必要であるという表現でとどめております。3万人未満につきましても、できるだけ移行するようという指導になっておりまして、今のところ義務ではありませんので、仮に移行しない場合のペナルティーなども特に示されておりません。ただ、国のほうでは将来的に企業会計の適用というのは、必要なものと考えているということで、この集中取り組み期間の5年間の取り組み状況を見ながら、将来的には企業会計法の制度改正なども含めて、取り組むということを示しておりますので、将来的には義務ということも考えられると思っております。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） そこに向かって整理をされていくんだらうと。企業経営だから、内容が資産だの何かわからなくちゃいけないだらうということで、当然そういうふうな。そうすると、次に3ページ、ごめんなさい4ページだ、5ページのところの職員の問題で、一応地方公務員法を適用受けるのと、それから企業職員として変わりますね。やり方によって。うちの場合は地方公務員法適用の方法をとるようですけれども、この場合は基本的には自由に、完全に独立させるのだったら、企業の職員を独立させたほうがいいと思うんですけれども、この辺の使い方の違い、選び方というのはどういうふうな視点で決めるんですか。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太一君） それでは、6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

職員の身分に対する部分ですけれども、私どものほうで一部適用を選択した部分については、身分の部分よりも、事務の執行体制に主体を置いて判断させていただきました。

一部適用の場合の決裁も、段階的なチェック機能の強化を優先したほうがよいのではないかとということで、結論づけた上で、一部適用というような定義にさせていただきました。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） あと、この事務執行体制の決裁の流れですけれども、水道事業所はこのような形になっていないと思うんですけれども、町長から始まり、副町長、総務課長、企画財政課長、課長、課員とこれは全部判こ違うんですか。例えば最終的な責任の部門ではこうなりますよということであって、事務処理の実務手続として全部これやるんですか。その辺はいかがなんですか。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太一君） こちらの事務の体制につきましては、現行の事務決裁規定にのっとり、実施いたしますので、人事関係でしたら総務課長、財務関係でしたら財政課長というような形で、おのおのの専決規定等に基づいて決裁ルートは展開いたします。

議長（吉田眞悦君） いいですか。じゃあ柳田議員。

4番（柳田政喜君） 私からは1点なんですけれども、まず公営企業法適用ということで、最終的には独立採算という形に、と思うんですけれども、現在の下水利用可能者数で実際利用者数の、もしパーセンテージがわかるのであれば、それを教えてほしいのと、それを最終的に上げていくための方策として現在取り組んでいること、もしくは今後取り組もうとすることがあったら教えてください。

議長（吉田眞悦君） わかる。田村主査。

下水道課主査（田村太一君） それでは、まず下水道の人口の関係でございます。現在平成27年3月末現在でございます。公共下水道の処理区域には8,873人の方がお住まいです。そのうち、公共下水道を利用されている方は、6,550人、水洗化率は73.8%でございます。農業集落排水区域で処理区域にお住まいの方が8,119人でございます。そのうち農業集落排水をお使いの方は、6,023人、74.2%の水洗化率でございます。

次に、御質問ございました水洗化率を向上するための手法でございます。こちらにつきましては、昨年の12月につないでいない方に一斉アンケートをさせていただきました。その結果、接続のための経費が高いですとか、高齢者世帯なのでつなぐつもりはないですとか、そういったお声をいただきました。その上で経費負担をなるべく減らすための方策を、今年度制度設計して考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（吉田眞悦君） いいのね。ほかに。ありませんか。じゃあ、なければ千葉議員。

1番（千葉一男君） 一応どうかわかりませんが、経営上の資産からフローまで全部含めましてね、透明度が高くなると思います。そうすると、基本的にはコストがわかるようになるのでね。新しく、今までに全部この方法を適用したら、白石なんかそうですよね。実際の適用したところで従来のやり方と、コストは具体的にどういう変化があるかつかんでいますか。多分、感覚的には必ず上がるだろうと思うんですよ。どちらかというと。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太一君） 直近に公営企業法を適用しました山元町さんの事例なんですけれども、山元町さんにつきましては、平成21年度に企業法を適用いたしました。その後、平成

22年度に料金改定を行っております。その改定率につきましては、月20トンの御家庭の場合、約7%の増ということで、改定をされている模様でございます。（「わかりました」の声あり）
議長（吉田眞悦君） ほかに。じゃあよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、1点目の下水道事業に係る地方公営企業法適用の概要についてということで、この件については以上にしたいと思えます。なおさら冒頭にありましたように、9月定例議会に設置条例を出したいというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

じゃあ、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

再開は、2時30分とします。

午後2時19分 休憩

午後2時28分 再開

議長（吉田眞悦君） 皆さん静粛に。時間早いですけれども、皆さんおそろいですので、再開をいたします。

それでは、2番目の原子力災害に関する避難計画の作成状況等についてということで、行います。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、詳細説明に入ります前に、協議事項2点目の説明員を私から紹介させていただきます。

初めに、防災管財課長の櫻井英治でございます。

防災管財課長（櫻井英治君） 櫻井です。よろしくお願ひします。

総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、防災管財課主幹兼原子力対策係長の齋藤 寿でございます。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願ひいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、櫻井課長。

防災管財課長（櫻井英治君） それでは、私のほうから原子力災害に関する避難計画の作成状況につきまして、説明をさせていただきます。

まずは、お手元にお配りした資料でございますけれども、A4の1枚ものになります。こちらからまずお話をさせていただきます。

大きな1番としまして、まず計画の作成状況等でございます。これは、去る平成26年の12月に宮城県の避難計画（原子力災害）とありますが、こちらのガイドラインが公表されておしま

す。それを受けまして、年が明けて平成27年1月に原子力防災訓練を実施しておるところでございます。その後、平成27年4月に美里町原子力災害避難計画の素案でございますけれども、バージョン1としております。こちらを作成しております。この時点では担当が防災管財課になりますが、作成の調整用で原案ということで作成をしたところでございます。

その後、今お手元にもう1種類避難計画の素案が届いていると思っておりますけれども、こちらが27年の5月に美里町原子力災害避難計画のバージョン2としまして、お示ししたところでございます。これにつきましては、町長、副町長、教育委員会、健康福祉課長の調整内容を反映させたものとなっております。現時点では、ここでの計画の内容となっております。この部分の要点につきましては、後ほど担当のほうから御説明申し上げます。

次に、大きな2番といたしまして、今後の予定でございます。広域避難先としまして、ここは 県 町となっておりますが、現在県外のある自治体と調整中でございます。

次に、原子力規制庁の女川規制事務所、あと県の原子力安全対策課との調整、これを現在進めているところでございます。これにつきましては、関係法令及び国、県の計画等に照らしての内容の確認を今現在依頼しているというところでございます。

次に、全庁協議、昨日ございましたが、課長会議でこちらの避難計画の提案を全課長にお示ししまして、何か意見があればということで内容の確認等を依頼したといったところがございます。これにつきましては、右側になりますけれども、並行して前段で申しました広域避難先自治体との調整、あるいは避難を受け入れる予定の石巻市との調整を、これも並行して現在も継続しているという形でございます。その後におきましては各そういった調整を経た後、最終案を作成いたしまして、各町内の行政区長、あるいは自主防災組織への事前説明等、また協力依頼を行う予定でございます。

その後、再度9月になるかと思っておりますけれども、再度議会全員協議会でお示しいたしまして、最終案の説明を行うといった予定で考えております。その後、町長決裁を経て、避難計画の公表を今年度、平成27年の9月から遅くとも10月ぐらいを目指すといった予定になっております。

といいますのは、10月の末に、既にもう日程は決まっておりますけれども、宮城県内の原子力の災害訓練、これが日程ほぼ決まっておりますので、それを見据えてそれまでにはといったような1つの目安ということで考えておるところでございます。

あと、避難計画の要点につきましては、かなりボリュームがありますので、要点のみを担当の齋藤のほうから御説明させていただきます。

議長（吉田眞悦君） 引き続き齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） それでは、お手元の素案、バージョン2というものを見ていただきたいと思います。

今課長が話したとおり、事前にごらんいただいておりますので、特別美里町として特徴的な部分とか、配慮した部分についてのみ御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、この資料の素案の1ページ目をごらんください。

第2節に計画の目的といたしまして、なお、の部分から以降ですが、本町は脱原発宣言の町である。最終的にこれは廃炉になるまで備えるためにつくるということで、再稼働を容認するものではないということを上位計画の地域防災計画と同様に記載をしてございます。

次に、第3節の計画の基本方針です。大きく4つに分けております。概略的には福島事故の教訓を生かし、世帯内での自助及び行政区、自主防災組織内での共助による避難行動を実施すると。それから、2つ目としては、要配慮者に十分配慮するとともに、自然災害との複合災害時にも対応できる体制を構築すると。それから、3つ目に防護対策の決定ですが、これは国の指示だけでなく、町独自の判断も行うようにさせていただくということを明示しております。

最後の4つ目が、石巻の市民も受けますが、災害の状況によって受けられない場合には、きちんとお断りをして、その分を県がやるというようなことをあえて方針のほうに明記させていただいております。

次に、2ページをごらんください。

第4節の計画の対象地域でございます。これについては、全町域とすると明記させていただいております。

では、少し飛ばさせていただきます、ページの19ページをごらんください。

実際に避難をするに当たっての基本的な考え方でございますが、段階的な避難を実施したいと考えております。つまり、小島約29キロから30キロと、一番遠いところで中卒の成田あたりになると思うんですが、約48キロぐらいあります。それが1回に避難するというのではなく、災害の状況に応じて、段階的な避難を実施する。具体的には、1段階から4段階に分けさせていただいて、1段階目小島行政区に対して、国からの達しが出た場合、同様に第2段階目までを見据えて、その第1段階目から南郷地域全域を小牛田地域の指定避難所に移る体制を町としてはすぐとっておきたい。場合によっては、国の指示がなくても実施したいということで考えております。

それで、第3段階目が小牛田地域まで避難の指示が入ってきた場合、実際には石巻市民と南郷地域の住民が、小牛田地域の避難所をほぼ埋め尽くしているような状態になります。その時

点でもう小牛田の地域の町民は、動きがとれなくなるので、そうなった時点ではもう県外の避難先に移動したい。役場機能もあわせて、後でも書いてありますが、それも含めてそちらの広域避難先の県外の自治体に移動したいというふうに考えてございます。

なお、その次の四角のところに書いてある避難及び一時移転の流れという部分で、一部県のほうに協議している中で、訂正しなければならない指摘事項がございましたので、ここで、口頭になりますが、お話しさせていただくと、この図の中に安定ヨウ素剤の受領、服用、それからスクリーニングという部分が、実際は今どこに入るのか、どのタイミングでやるのかというのが、明記できないので流れについて少し整理しなさいということで、ここの表示の1が後で変わるかとは思いますが。現時点で、スクリーニングは避難所でやるということが多分強い方針かなと。それから、安定ヨウ素剤ですけれども、今検討中ですので、どこでということがまだ書けないので、書くのは適切ではないのではないかとこの県の指摘があるので、場合によってはここは大きく位置をずらさせていただくかもしれません。

それから、避難手段については、この表に書いてあるとおり自家用車乗り合わせということで、町が全町民の分の車を、バスを用意できないと思いますので、その辺については、住民の力、自力の力、地域の力で対応していただきたいというのが基本的考えでございます。

そして、具体的な避難場所について、20ページのところに町内間における避難先第1段階、第2段階の部分がございまして。ここについては、平成27年の25年の7月ですね、各学校の教頭先生とお会いして学校の中を全部見て、使える教室はどこだということを確認した上で、職員室、校長室、保健室、それから理科室、図工室など机動かさない部屋を除いた全部の教室を開放した場合に、1人当たり2平米で算出した収容人数で、かつ割り当ての人数、充足率を100%ではなく、おおむね7割ぐらい、8割ぐらいにしております。これは、複合災害で使えないときもあるかもしれませんが、そういうことも含めて少し余裕を持たせた配分とさせていただいております。

なお、ここに書いておりませんが、不動堂中学校区については、石巻市民の受け入れに割り付けて考えてございます。

また、広域避難については、今調整中ということで、このような状況でお示しをさせていただいております。

24ページをごらんください。

避難所受付ステーションという、耳なれないことが書いてございますが、これは本来県は、県内避難をする、30キロ圏内の住民が県内各市町村受け入れ場まで設置して、ふなれな避難準

備に案内をする。これについて、設置をするというふうに決まっておりますので、美里町としては広域避難、県外に行きますので、県外の先にこれをつくりたいと考えております。そこにまずとにかく行ってもらう。その後、具体的な避難所の割り振りとかも含めて、ここで行うと考えております。なお、福祉避難所に入る方についても、一度ここで、県外の場合には割り振りをする、受付ステーションを設置したいと考えております。

次に、28ページをごらんください。

学校関係のマニュアルの関係です。

学校関係については、基本的には学校に子供を預かっている間だけの対応のマニュアル。引き渡しをして家族とともに、一般町民とともに避難をするという考え方でございます。

作成時の基本事項としまして、全部で5つ示しておりますが、そこにも書いてあるように、在校時の対応マニュアルとする。それから、3つ目のところに原則として生徒等を保護者に引き渡し、保護者とともに避難させる。それから、4つ目のところが特に独自の部分でございまして、安定ヨウ素剤について、子供には早く適切に飲ませなきゃいけないという考えのもとで、事前に説明を行って、親から同意をとっておく、同意をとれなかった場合には、飲ませないというようなことで、事前に説明をしてできるだけ多くの親に了解をとる。飲めない子には飲ませないというようなことを教育委員会のほうにも説明して、大筋理解をいただいているところでございます。

それと、最後のほうになりまして38ページをごらんいただきたいと思っております。

役場の移転先を明確に示しておきたいと考えてございます。これについては、広域避難先の公共施設をお借りできるように今調整を進めているところです。それとともに、住民が問い合わせができるように、あらかじめ携帯電話の番号を取得しておいて、災害時になったら、そこに連絡をもらえるように、役場が動いても、場所が変わっても、対応できるよう何本か携帯電話を取得しておきたいと思っておりますし、その下に書いてある防災ナビみさと、こちらの部分で、使いようによっては、職員の持っているスマートフォン等から操作をして、ホームページ側に情報を掲示できます。これも、場所にどこということに限らず、インターネット環境の整っている場所であれば、使うことができますので、広域避難時にも有効な手段ではないかと考えているところでございます。

それと、同じく39ページですが、ここには実際避難は必ずしも町が指定したところに住民の皆さんがするわけではないと理解しております。例えば親のところとか、お子さん、家族、親戚のところに行く方もいると思っておりますので、そのときに安否確認、居場所を町に通知する方法

として、まずは専用のEメールアドレスを取得しておいて、そこにいただければ24時間いつでも送られると。それから、そのほかそういうものがない方のために、こちらにも専用の携帯電話を何本か用意しておきたいなど。そういうことで、住民に情報であったり、住民のことを把握するような手段を講じておくとともに、住民にそのことを周知していきたいと考えております。

最後に、42ページをごらんいただきたいと思います。

実際に今後検討すべき課題は、まだまだたくさんあると思います。国でも解決できていないことが実際にたくさんございます。渋滞するというのがわかっている、その対策が明確に講じられないように、いろいろな課題があります。

これについては、明らかにした上で、一つ一つ、国、県とともに解決していきたいと考えてございます。

簡単ですが、以上です。

議長（吉田眞悦君） ただいま原子力災害避難計画のバージョン2ということで、話をさせていただきました。この件について、皆さんから何か確認しておきたいことございますか。橋本議員。

10番（橋本四郎君） いいですか。1ページの3節の第1項、福島原発事故の教訓を生かした町民の安全対策を実施すると、どこまで調べましたか。どの町の状況を見てどのくらいの対策を立てましたか。具体的に。福島の大災害のことを知っているでしょう。朝のうちに、国、県のほうから直ちに避難しなさいと来たので、町民は一時避難だと思って、金も持たないで出た。結果的にはうちはそのまま、貴重品も持たないで、それが大きな問題になって後から出てくる。そういうことを防ぐためにはどうするかという計画を、研究を踏まえてだから、そういうことが起きないようにどうするつもりで考えますか。初動的な部分。

議長（吉田眞悦君） 齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 具体的などこに聞いて、どこというよりは、総合的になってしまうところは御了解いただきたいと思いますが、基本的に国から情報が入らなかったということから始まりまして、ですので、町で判断をしたり、具体的にどこに聞いてという部分というのは、正直お答えするのは難しいところはあると思いますが、その反省のもとに国がいろいろと示してきました改正した基準も含めて、またうちの町に避難してきた方のお話も聞きながら、住民に連絡がとれなかった、メールで後からやりとりやっとなることができるようになったということもいろんなところを勘案しまして、住民に目線となった場合、どこに行ったらいいのか、それでどのように情報をやりとりできるのか。そういうところを反映させていただきま

した。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 福島を事故を教訓にするなら、要するにそういう事故が重大化するだろうという想定が政府になかったから、結果的に住民が大変苦労したんです。そういうことを肝心なあなたがわかっていれば、それこそ教訓になってこれからいろいろな具体策を決めると思うんだけど、例えばその場合、風の向きが1番問題です。例えば、小牛田の町からこの辺は40キロです。原発の事故から。どのくらいの風が吹いたら、ここに入ってきますか。1時間以内に。どのくらいの風で。そういう調べも必要でしょう。避難するのに……。

議長（吉田眞悦君） 齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 具体的には、気象的な部分について、細かく想定というのは、非常に難しい部分があるんですが、まず総体的な部分として、屋内退避から始まって、状況に応じて段階的な避難をするというふうに考えております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 一般的には、この町というのは夕方の場合、大体西風なんです。だから、午後までは普通の状況だったら私は安心だと思うんです。ところが、太平洋のほうに気圧が上がったりすると、それがこちらに来る風、防ぐんであって。二、三日前もあったでしょう。日中なら東風なんで。その場合にどの程度の風力、風速だったら、この町に女川原発の放射線が来るくらいの想定は、考えてください。私は、国鉄の機関士だから言うんですけれども、大体風速1メートルで3.6メートル、1キロ1時間で3.6というのが原則、だから、10メートル吹いたら36キロ、要するに1時間以内にここに到達する。そういうものを計算しながら、町民の避難を考えていかなければならないので、十分それを考えてほしいなと思います。これは、要望です。

この資料の中にもう一つあるんです。要するに原子力発電所の事故と同時に、自然災害との複合の対策とはどういうことですか。どういうことを想定しているのか。3番にある。

議長（吉田眞悦君） どこに書いてあるの、どこのこと。

10番（橋本四郎君） 自然災害の……。

議長（吉田眞悦君） 何ページのどこに書いてあるのか。

10番（橋本四郎君） 1ページの。

議長（吉田眞悦君） 複合災害ね。

10番（橋本四郎君） 自然災害との複合災害とはどういうことを想定しているのか。

議長（吉田眞悦君） 齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 各所に書いてあるので、どこということではなく、例えば14ページとかあたりを見ていただくと、14ページ見ていただきまして、情報伝達手段の整備多様化、ここら辺の部分にでも、地震や風水害等との複合災害においても住民への情報提供が途絶しないよう、いろいろな部分を準備しますよと。避難所は先ほど言いましたが、100%入れないのは学校等でも地震とかで使えない教室が出てくるかもしれない。あとはアナウンスする中で、避難所が変わった場合には、いろんな手段を使ってお知らせしますよとか、随所入れているところがあるので、それを含めてのことでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 自然災害との複合時の臨機の対応というのは役場のほうつくると思うんだけど、まだできてないと思うんですけども。これをつくるんですね。いつころまでにつくりますか。

議長（吉田眞悦君） そういう体制も構築していきますよという。（「そうですね」の声あり）いつまでつくるのかではなく。

10番（橋本四郎君） まだ決まっていない。（「決まっていない」の声あり）（「明確にいつまでやりますとは」の声あり）

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） そのために各種体制を整備して行って、予測不能、マニュアルから外れることも出てくるかと思えます。そういうときに、あらゆる方法を使って住民にお知らせできるようにしていくと。最悪マニュアルないときに起きることがあると思えますので、そういうような体制づくり、全てマニュアル化できるかどうかという部分は難しいところはございますが、できるものは進めてまいりたいということでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 1人や2人の職員で具体的にそうできるとは思っていません。ただ、少しずつ前向きにこういう場合は、こういうふうにつくったんだから、この場合にはどういう対処をするんだという内容は早急に私はつくってほしいと思う。ただ、スローガンは掲げた。具体策がなければ困るんで。今回私は町民との連絡先、私は前にこう言った。課長連中の持っている電話を役場の連絡先にすればいいべと。大体それに似たようなことを39ページに入れたから、ああ、一応考えてくれたなと、こういうことが必要だろうと。役場が撤退しても緊急に10も20も電話つけられるはずないんだから、一番、その電話もわかんないんだから。わかるのは、事前にできるのは、課長が持っている携帯の番号を町民に知らせて、緊急時にはこれに連絡し

なさいということを取り上げたのは、いいことをしたということで、私は大いに賛成します。

最後にします。28ページ、ヨウ素剤は。

議長（吉田眞悦君） 何ページですか。18ページ。28。

10番（橋本四郎君） ヨウ素剤。これは、医者との立ち会い必要ないんですか。

議長（吉田眞悦君） 齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 医者じゃなくてもいいとなっております。必ず100%医者じゃなくても、そういう専門の知識を持った役場職員だったり、薬剤師であったり、ということでも認められてはおります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 今、各学校に薬剤師いるの。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 学校にはおりません。これから、いろいろと国から、県から示されてくるものがございます。その中も含めて、できるだけ適切に早く飲ませられる体制を学校とともにつくっていきたいと考えております。そのために、副作用を事前に確認していたり、親の承諾をとっていたりというのはスムーズに進めるために必要だということで、教育委員会等に御説明をし始めているところです。実際に実施する場合には、町の職員というよりは、専門家に依頼をして説明をしてもらうか、国、県の職員にも協力いただきながら、保護者に説明するか、その辺も町内の薬剤師の方に協力いただくか、いろいろなことを考えながら、最低限のマニュアルをつくりまして、スムーズに飲ませられる体制を構築しなければならないとは考えてございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 福島原発の場合ね、確かに、三春の町長だけが福島県では飲ませたと思うんですよ。これは、県の指示も何もありませんよ。ただ、社会的な問題にならなかったのは、そここのところ適切だったという多くの住民からの声があったから。だから、今までの役場の説明というより、医者との立ち会いなきゃだめです、あるいは政府もそう言ってきた。それをある程度、弾力的に運営するんだから、学校がするんじゃない。町がこういうふうにしてやりますからそれに従ってやりなさいというよということだから、具体的に各学校に100何人の子供いる。それを、教師だけではできないんだから、日ごろからここの担当は誰、ここの担当は誰ということ、学校に薬剤師がいれば、それぐらい張りつけるような形で今から準備しておいてほしい。それを要望しておきます。

議長（吉田眞悦君） 要望ね。ほかに。ありませんか。福田議員。

2番（福田淑子君） 13ページの情報について、町民の正しい情報を流すということが必要なと思うんですけれども、それまでに至る災害、女川原発事故が起きたとなった場合に、町民に情報を知らせるまでの流れをちょっと教えてほしいんですけれども。

議長（吉田眞悦君） 齋藤係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 地震以外、地震の場合は震度が一定以上になったら、もう警戒で。ニュースでも最近やっていると思うので。県全体で6、ちょっと済みません、私も今すぐ出なくて申しわけありません。一定の震度に達した場合に、必ず確認をして国、県のほうに連絡をするということになっていきますので、それを直接美里町にも来ますし、県を通じても回ってきます。それと、そのほかに実際には普通の一般の事故、故障等があった場合には、1つ目安として5分程度以内ぐらいに連絡を開始したいというふうに電力では考えているという説明は受けております。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 起きました、庁舎内ですぐ対策本部を立ち上げないといけませんよね。その場合に例えば学校とか、幼稚園、病院ね、集まれと言ったってその時間は皆パニックを起こしているから、その辺の流れが、一体学校に誰が指示するのか。それから、病院については誰が指示するのか。保育所、それから幼稚園、福祉施設というふうな関係には、一体誰が。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） これの上にあります地域防災計画、原子力災害対策編のほうにサイト内がどのような状態になったら警戒にする、警戒といったとき、町は警戒配備をとる。そのときの指揮は、防災管財課長がする。状況によっては次に、施設緊急事態になったらというようなことで定めがあるので、これには直接書いていませんが、地域防災計画の原子力災害対策編の記載にあるような体制をつくる。その中で判断をする。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 町民への情報伝達と、15ページに例として書いてありますけれども、今でさえ大きな風が吹くと、何言っているかわからないとありますよね。そういうことでやっぱり、防災無線ね。それに対応していかないと、幾ら情報正しく伝えたいと思っても、伝えられないというのがあるでしょう。その辺の対策というのはどういうふうにするのかというのは、みんなこの間も大風吹いて、火災が起きて何言っているかさっぱりわからないという人たちが多かったと思う。こっちにも電話が来たりして。やっぱりその辺の正しい情報を伝達するという

のが一番かなと思っています。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 防災行政無線の不備の指摘はいただいているとおり、今言われたとおりだと思うんですが、そういうことも含めて各種14ページに書いているさまざまな手段をうまく組み合わせ、もしくは全部使いながらとか、そういう形で情報の提供をしていきたいと思います。職員もその操作になれまして、スムーズにできるように努力してまいりたいなと思います。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） それを早く点検しないと、一番大事なことですよね。これはね。町民にとっては。それを早く点検しないとだめなのではないのかなというふうに思います。

議長（吉田眞悦君） 広報手段の確認。

2番（福田淑子君） 小島でやったときは、点検して修理したみたいですけども。防災無線の大切さは津波でもそういう経験をしているわけだから。その点やっぱり強化していくべき一番の問題だと思っています。

議長（吉田眞悦君） 広報手段をきちっとしなさいよということ。町長。

町長（相澤清一君） 当然、今災害の避難の計画なり、さまざま災害時に備えての訓練をします。そういうふうな中で当然今みたいに、防災無線が聞こえなかったと、そういうのは逐一やはりしっかりと整備をしながら、すぐ対応できるようなシステムを構築していきたいなと思っています。当然、先日水道事業所でもありましたけれども、エリアメールとか、そういうさまざまな対応できるものは対応して、つくっていききたいなと思っています。これで全て十分だとは思っておりませんので、これからいろんな手法があれば、そういうものを講じながらやっていききたいなと思っています。

また、しっかりした、これで完結だということでございませんで、これからまたいろんなものを足していったってしっかりと対応できる準備をしていききたいと思っています。

議長（吉田眞悦君） ほかに。我妻議員。

8番（我妻 薫君） まず、1つ目、9ページのO I Lと読んでいいんですけどか。1の500マイクロシーベルト、2の20マイクロシーベルト、これはどの地点の放射線量なのか。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 今国のほうで緊急モニタリングセンターというのを新たに立ち上げることになりまして、それは国が運営する機関です。これまでは、県

が緊急時にモニタリングをなさいと言っていたんですが、県よりも国のほうで権限を移動して、国がそのセンターの運営をするので、それに関して今いろいろな計画を具体的にはつくっております。ただ、どの場所というよりは、今のところモニタリング計画というのを県のほうで各県ごとにつくりなさいとつくっておりますして、1つ5キロメッシュで圏内に、30キロ圏内等に測定値を定めているというような作業を実際今やっています。ただ、うちの町としてはもっと細かくやるべきではないのかという話はしております。

ですので、まず最初はその計画に定めたポイントをもとに調べると、ただそこだけではなくて、実災害は、各種いろいろなところを調べる必要があると考えております。正確な部分は今のところここで調べますというのを示されてはおりません。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） 何で聞いたかという、O I L 1の500マイクロシーベルト、自分の住んでいるメッシュでも、1キロ四方でもいいです。自分の住んでいるところが、既に測定したら500マイクロシーベルトになっていた。それから、対応したってもう遅いんです。そう思いませんか。そこにも500マイクロシーベルトの放射線が、もう周りに測定されるくらいになった時点で、これから緊急防護措置、これから動いて、全てここから出発なんですよ。ですから、どこかの地点の測定値で動き出すのかというのは、大きいんだらうと。ということは、発生源のところがどういう状態なのかによつての防護体制にしろ、緊急時のそういうふうにしろ、動き出すスタートがそこにあるんだと、自分とこに来てから防護措置ということはないんだと、その基本的なところ。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） そのお話は、津波のときに来る前に逃げろというのは、当然わかってはいるんですが、国の考え方がまずありまして、ただそれだけではいけないと思っておりますので、1ページ目の基本方針の中で町の判断のもとできるというふうには書いております。ただ、計画というのは、上の計画との関係性もございます。独自に書くというのは、難しいところがあるので、それも分かった上で、そういう表現も入れているところを御理解いただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） ですから、その辺も町民にも紛らわしくないように、もう既に自分の住んでいるところが、この放射線量になったら危険ですよと、危険どころじゃないですよ。そこは、はっきり言っておいたほうがいいですよ。国がどうしようが。国が危ない、不十分だった

ら、そこは付記でもいいですから、書かなきゃだめなんだ。付記でもいいから、大きく書いてください。その前に動き出す、対応し出す、それが町の基本ですよと。そこを基本にしてほしいなど。

そうすれば、あと検討していただいて、あとは、橋本さんのほうから気象状況など出されていますけれども、それも今のとちょっと関連しますが、例えば非常事態になったときに、今ベント施設を設置している。ベントをする前に地域住民に知らせろという今要望しているんですが、それも曖昧なまま、ベントしてしまってから、逃げろと言われても、住民逃げられません。遅いです。しかも、ベントだってどれぐらいの能力のベントなのかわからない。水も通さないですぽっと空気抜けてきたらば、大変な放射線量、空気中にまき散らされる。それから、さあベントしました、逃げてくださいと言われてたって、P A Zの人たちは大変です。ましてや、それが空中で出されますから、さっきの話じゃないですけども、風によっていつ何どき時速30キロ、40キロ来ないとも限らない。ですから、地元の異常体制とかそういったものがいち早くP A Zにしろ、我々のところにも情報が少しでも早く、収集できること、その判断がどこまで独自にできるか、それでないと、事業者が出しました。県が経由して町に来ました。よく見たらとっくに放射線は来ていました。それでは、何のための避難かわからなくなるので、そこをいかに早く情報収集がどんな手段で、どの程度ができるかというところを明らかにしていく必要がある。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） その辺は、非常に正直言って難しい問題だし、課題だと思っております。当然、本町にとれば国なり、県のそういうふうな訓練をしながら、今までやってきました。これを先取りして女川に出張所でもつくっておけば、情報としては早く入るのかもしれないけれども、そういうふうな手だてが講じられないというのは、これも現実です。技術的に本町がそういうふうな技術があるのかと言えば、それは当然ありませんので、そういうふうな中でも情報をいち早くどの情報がとれるか、それは県にも当然働きかけますし、本町でもどうというのが一番的確な、しっかりとした情報なのかということこれからその意見を聞いて、協議をしていきたいなと思っております。それ以上は、なかなか今本町でどうのこうのといっても当然答えられませんので。

8番（我妻 薫君） さっきのO I Lね、ワンも、ツーもこの放射線量の規定の仕方と、今のはあわせて、やはりそこの基本がなければ、絵に描いた餅ですから。何ぼメッシュをつくったって。ここのところに500マイクロシーベルトになってから、さあ逃げまじょうなんて、そんな

笑い話みたいなことやってもしょうがない。そこも強く、いかに俊敏に、これが飯舘村の福島
のさっき経験で言いましたけれども、あそこは事故起こったこと自体を、各自治体の首長に、
知らせなかったんですから。そういう事業者の今までの体質もありますから。

ですから、一方的に事業者から、県から国から、来なければ初動動作が組めないということ
は、最大の福島から学ぶところのポイントかと思いますので、そこはやっぱりこれからも重々
やっていただきたい。

あと、もう一つ、せっかくなんでいただいてあれなんです、石巻のは断ったけれども、
受け入れざるを得なかったというのが書いてあったのを見ました。それも含めて、第1段階、
第2段階が町内の施設に避難所に来ます。その次の段階になった、3段階になったところに書
いてあるのは、第1段階、第2段階の人たちがもう避難しているから、ここは満杯だから、3
段階、4段階、そこ以外のところに広域に逃げますと。じゃあそのときに、最初に逃げた1段
階、2段階の人たちはどうするんですか。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） イメージとしては全町避難です。全員で役
場機能も役場42キロでございます。当然、一緒に全て逃げるというイメージであります。（「と
いうことは」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） いや、この書き方が、第3段階に達した時点で、小牛田地域の指定避
難所には、19ページ、南郷地域の住民、町民、石巻市民が避難しているため、もうその確保
が困難であることからということになると、こういう文言だったからその前から逃げた人はそ
のままですよ。その後の人たちは、それ以外に広く逃げますよと読み取れるんですよ。そう
じゃないでしょう。そこに……。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 上の表の中で、町内全域を対象と考えると
ということなので、ここに表現を改めさせていただきたいんですね。全域町民でと。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） 前もって逃げた人がいるから、確保が困難だと読める。その人たちは、
逃げないでそこにいろということなのかと読み取れる。

議長（吉田眞悦君） この項目の下から2段階だけを解釈すると、いかにも小牛田地域の人たち
だけ逃げるよというふうな捉え方ができる。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 済みません。その辺は検討させていただきます。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） その表現の仕方もあるし、今直すことはできるけれども、実際問題として、南郷地域の人たち逃げろと言われたときに、果たしてここに規定された小牛田の施設が、受け入れが可能かどうか。既にもう浮き足だっていて、そこに職員も配置できますか。次の逃げる段階、3段階、4段階指定した動きに入るんじゃないですか。このだっ広い途中に何も遮るものがない。第1段階、第2段階と3段階の間というのは、ちょっとそんなにきれいには分けられないんじゃないか。もう石巻から来た、小島からも来るとなったら、一斉に退避準備せざるを得ないのが、この地形から見てもそんなふうと思うんですが、その辺検討していただければ。（「そのとおりです」の声あり）

議長（吉田眞悦君） また、再度、これで決定したわけじゃないんで。そういうような意見もありますよと。ほかに。山岸議員。

12番（山岸三男君） 14ページの主に町民等への広報手段とするものとして、6つあります。

1番防災行政無線で知らせる、先ほどからいろんな意見が出ています。広報車による巡回では町の公用車、消防車、消防団の車両による広報、これはこのとおりよろしいと思うんですけれども、これと同時に広報することが一番大切なんですね。防災無線は私は最初から有効な手段だと余り思っていない。聞こえませんか。むしろ、広報車で9分団で3台ずつ積載車あります。それで流したほうが地域には間違いなく伝わるんですね。それは最初に実施したほうがいいと思うし、それと同時に、避難移動するときに、絶対道路渋滞とかあるいはいろんな事故だとかも発生しかねないので、避難誘導するとき、職員が対応するとかと書いてあるんだけど、役場職員さん、限られた人数で対応なんて、一部しか対応できないと思うんです。

そのときに、そういう移動しているときの対応も例えばもちろん警察、指導隊、防犯実働隊とか、消防団も対応できると思うんですよ。その体制がここには載っていないんですけれども、まだそこまでつくっている途中というのだから、それでも、そういう体制というんですかね、それも当然組み入れた考えをこの中に入れておいたほうが、要するに現場でなった時点での対応をある程度マニュアル化しておかないと、載せておかないと、対策本部を開いて町が消防団とか、警察とかよって、これから指示出す、それは当然するんだろうと思うけれども、その前にきちっと、この計画つくっている最中であれば、それらの内容も含めて、これから調整してつくっていったほうがよろしいんじゃないかと思えますけれども、そういう考えはどうでし

ようか。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 御指摘ありがとうございます。消防団、それから交通安全指導隊とか、ある意味ボランティアとしてお願いした方については、放出後は、基本的に消防団にも訓練の中でお話しするとおり、放出後は実際には、従事に当たっていただかない考えではあります。その際には、26ページを見てください。（6）に避難誘導及び交通規制体制の部分と、実際には消防署ですね、消防本部消防署、それから県警、遠田警察署等にこれから道路管理者も含めて、どういう形にするか検討していきたいと思っておりますし、42ページの今後検討すべき課題の の部分に重々課題だとは理解しております。いろいろ関係機関とも調整しながら、非常に大きな問題なので、検討しておくべきだと理解しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田眞悦君） いいですね。ほかに。千葉議員

1番（千葉一男君） 28ページの説明で、子供を預かっている間とはいう表現をされました。預かっている間というのは、どういうふうに考えているか。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 各学校、幼稚園、保育所では、親への子供の引き渡し訓練というのをやっております。1人残らず、最後の1人まで引き渡すまでは、学校等が責任を持って預かっているというような考え方です。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員

1番（千葉一男君） ということは、どういうことかということ、町としては何時から何時までで、何時に引き渡しの時間を決めているんでしょう。決めているけれども、全然来ないというのがないとは言えない。だから、そういうときの中で起きた事故も想定できるわけですから。そのことを心配して今質問している。というのは、例えば子供がお母さんに門のところを何時で待っていなさいと、例えばですよ、言われて待っていた。だけれども、親が来ない。園舎もそれ以上わからないというのが想定できるわけでしょう。そういうことを含めて、こここの預かっている間だけということを確認しておかないと、こここのところの町の責任が分かれ目になるところがありますので、もう少し具体的にちょっと考えたほうがいい。

議長（吉田眞悦君） 係長。

防災管財課主幹兼原子力対策係長（齋藤 寿君） 考え方として、学校で扱っている授業時間とか保育の時間であれば、下校してしまっただけ、下校途中の時間帯と微妙なところを多分言っ

ているんだと思うんですが、その辺についてもマニュアルの中で学校周辺を見ていただいて、その辺に子供がいれば、校舎内に誘導するとかということについても、検討してまいりたいと思います。

1番（千葉一男君） だから、親がこっちにやれと言ったのと、町は管理をしなくちゃならないのこの権利の、要するに義務と権利の境目があるわけですよ。だから、その辺を具体的にここまでは学校側で責任を持ちますよというようなことがわかるようにしておいたほうがいいんじゃないの。今回の事故のことだって、避難して亡くなった場合にどうだなんていうのもありますので、ぜひその辺よく検討しておいてほしいと思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。じゃあよろしいですね。（「はい」の声あり）

1点だけ、総務の委員長さん、政策提言絡みのことなただけけれども、避難について、だからそれらについてよりよいものをつくり上げることからすれば、1回ぐらい調整する時間というの必要になってくるんじゃないのかという思いがあるんだけれども。どのように。

8番（我妻 薫君） 担当課とも意見交換の場を設けたいと思います。ただ、それにも来月新潟の所管事務調査も考えていますが、新潟なんかの教訓、行ってなおさら学んで来たいと思うのですが、さっきの気候状況、情報、新潟はS P E E D Iの活用を申し入れしているんですね。規制委員会に。あれは、使わないと言い切っちゃったけれども。やっぱりそういった情報は、いろんな情報はさせるべきだろうと。（「その結果インターネットで流せばいいのに」の声あり）ところが、使わないというので。ただ、新潟県はそれを規制委員会のほうに申し入れしている。その結果聞いていないですが。

議長（吉田眞悦君） 委員会としても1回ぐらいはそういう意見交換とか、何か、やっている途中なるかもしれないけれども、そういうのも必要になってくるんじゃないのかな。そのほうがいいと思います。

じゃあ、この件につきましては、以上にいたします。

5分間休憩いたします。

再開は、3時25分。

午後3時20分 休憩

午後3時25分 再開

議長（吉田眞悦君） じゃあ、再開いたします。

次に、3番目の美里町コールセンター人材育成事業についてを始めます。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項3点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに、企画財政課長の須田政好でございます。

企画財政課長（須田政好君） 須田政好です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、企画財政課課長補佐の佐々木さとみでございます。

企画財政課課長補佐（佐々木さとみ君） 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、産業振興課課長補佐の今野正祐でございます。

産業振興課課長補佐（今野正祐君） 今野です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 最後になります。産業振興課商工観光室長の阿部伸二でございます。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） よろしくよろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、誰がするのかな、説明は。阿部室長。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） それでは、私のほうからお手元の資料に沿いまして、説明のほうさせていただきます。

まず、本日が第9回目ということで、1番の前回報告いたしました3月23日以降の状況につきまして、説明のほうさせていただきます。

平成26年度宮城県緊急雇用創出事業補助金の精算ということで、今年度に入りまして4月20日県のほうへ、補助金の実績報告書を提出しております。

同年5月22日、県のほうから補助金の額の確定通知が届いております。

5月29日、県のほうから補助金の交付を受けておる状況でございます。概算分払いの額といたしまして、8,905万7,435円の金額だったんですけども、額の確定通知で来た金額が6,414万5,643円となっております。差し引きで2,491万1,792円、こちらがD I Oジャパンに対する返還額の請求額という形になっております。

厚生労働省による調査でございますが、厚労省のD I Oジャパン関連子会社の調査につきましては、現在も継続で調査している状況でございます。

補助金の返還につきましても、国及び宮城県のほうからいまだまだ何も示されていない状況でございます。

以上が、26年度の状況でございます。

25年度の宮城県緊急雇用創出事業補助金の状況も、引き続き説明させていただきます。

県のほうから、27年3月18日付で25年度の実績報告書の再提出というところで、通知がござ

いました。今現在町のほうで宮城県のほうに報告いたしまして、県のほうが補助金の再確定に向けた検査を行っている状況でございます。

補助金の返還については、県のほうからこちらのほうには示されておりません。参考までに、25年度の金額のほうを御説明させていただきますと、交付済額が4,633万808円、再算定後の補助分交付見込額3,020万2,345円、返還額、差し引きになりますけれども、1,613万1,495円、以上のようにしております。

今後の見通しといたしまして、後段になりますが、D I Oジャパンの財産状況報告集会第2回の財産状況報告集会の開催ということで、7月22日、東京地方裁判所合同庁舎のほうで開かれる予定となっております。

以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 室長、今言った25年度の再算定後の補助金の見込額という金額が、我々に示されている金額と違うんじゃないか。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 申しわけございません。

議長（吉田眞悦君） どっちが本当なのか。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 済みません、私の今の説明の金額を訂正していただきたいんですけれども、申し上げます。3,019万9,313円、差し引きで1,613万1,495円と。

議長（吉田眞悦君） じゃ、全協の資料に出したのが正解でいいんだね。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 資料のほう正しい数字です。私が読み上げた数字が誤った数字でございました。済みません。

議長（吉田眞悦君） 以上ですね、何か補足ありますか。ないですね。

じゃあ、この件、今回で9回目の報告になるんですけれども、何かただいまの説明に対して、確認しておきたいことあれば。福田議員。

2番（福田淑子君） 町とそれから議会の何人かで、県のほうにお願いした内容が、社会保険料、この補助についてお願いしたいということだったんですけれども、それを金額、もう一回きちっとした金額。そして、この中に入っているわけですよ。入っていない、社会保険料。当然、先払いしているから入っていると思うんですけど、金額を教えてください。

議長（吉田眞悦君） 室長。

2番（福田淑子君） 26年度と25年度。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 25年度の数でございますが、給与控除分の社会保険料、雇用保険料、所得税含めまして、583万8,359円、あと事業主負担分で社会保険料、雇用

保険料、労災保険料といたしまして、まとめて591万1,418円、以上となっております。

議長（吉田眞悦君） それは25年度でしょう。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 今の25年度です。

議長（吉田眞悦君） 26年度がないの。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 26年度……。ちょっと26年度はこまい数字なので、計算しないと出ない状況でございます、後ほど数字を。

議長（吉田眞悦君） 26年度の差引額だから2,490万円の中には、社会保険料が入っているんでしょう。（「入っているの、そいつが何ぼだかわからないのかと」の声あり）

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） ちょっと今……。 （「本人負担、事業所負担合わせていいから」の声あり）

2番（福田淑子君） 議長、ちょっと別な人、そのうち別の方に。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） こういう状況を受けて、町は今後どのように考えているのか、お伺いします。

議長（吉田眞悦君） 今後の対応、どのように考えているかと。副町長。

副町長（佐々木 守君） まず、平成25年度なんですけれども、これは1,613万1,495円というのは、必ず返さなければならないというのではなくて、宮城県から返せとも何とも言ってきていない金額なんです。もし、美里町でそれが何か不正でもあるというなら、変更してくださいという話だけなので、一体その不正というのが平成25年度の緊急雇用者事業補助金の交付の要綱による基準と、平成26年度ではたしか後出しじゃんけん基準みたくなくて、どちらの基準が正しいか、さっぱりわけがわからないというのが実態なんです。ですから、平成25年度の分については、必ず返還を求められるかどうか分からないということで、これは既に交付済みの金額なので、国が、県がどのようにいくかによってこれは変わってくると思います。

それから、平成26年度については、2,491万1,792円というのは、社会保険料とあとほとんどリース料ということなので、これについては、後出しの基準でもって未納となっている、美里町が未納したんじゃないですけれども、前払い、概算払いをしてD I Oジャパンが払わなかったものについては、補助金の対象には認めませんということだったから、それを差し引いて、実績報告書を出して、結局2,491万1,792円というのは、補助金対象にならなかったという金額なんです。補助対象の金額から外れ、前の基準で言えば、払わなくてもオーケーですよとやれば、このまま全額いただいたんですが、後からの基準ではだめですということになったので、

それを含めて、やれば全額いただけたものなんですが、そういったことで支払いが確認できないものについては、書類を何百枚出しても受けとることはできませんよと言われたものですから、これは私のほうの町としては差し引いて、実績報告書を実績の補助金交付額を請求したものです。

だから、これは支払われていないんです。国でも、県でも現段階では美里町に支払ってありません。6,400万円で終わりですということなんです。私もいただきたいんだけど、国、県は現在のところ、26年については払う気はありませんと。基準が違うから未納の分までは、補助金の対象にしませんので、だめでございますということで、これが支払われていないということです。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 今副町長が言ったとおり、非常にややこしくてわからないと思うんです。25年度と26年度の補助金の交付方法が違うんですよ。ですから、26年度で言うと2,400万円、2,500万円ぐらいがこれは本町では出していますから、それが戻ってこない。欠損になるような格好になっていますけれども、25年度ではいまだにこれが返還請求が来ないから、私たちがもらった分、それはしっかりといただいているといったほうがいいのね、正常にいただいていると。ですから、これからはその2,400万円、社会保険料だけではないと思うんですけれども、その分も含めて国、県にもう一度こうやって結果的に決まったんですけれども、これではだめだと、社会保険料は何で本町が支払う義務が、何で我々があるんだと。そういうふうな働きかけをしなきゃいけないのかなと、それを認めてもらうようにね。補助金の対象に認めてもらうように、国、県に働きかけていきたいなと。

ただ、7月22日に1回ありますから、これらも踏まえながら、でも、戻っては来ないと思いますけれども。これらも踏まえながら、早速、早急に7月初めにでも国、県に働きかけようかなと思っております。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、いいのね。室長。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 申しわけございません。

26年度分の社会保険料、雇用保険料、所得税合わせまして、919万589円となっております。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、ほかに。山岸議員。

12番（山岸三男君） 単純な質問させてください。今町長が言われたように、上が26年度分の差し引き2,491万1,792円、これは今言った社会保険料だ、リース料だったりするので、もう町で前もって払っているの、これは町で何で払う必要あるんだと、返してくれというか、町で

交付金出してくれということによろしいんですね。そうですね。それで、その下の25年度分の差し引いて1,653万1,195円、これはまだ県、国から返せとも何とも言われてこない。これ、2,491万円と、1,600万円やっているんだから、返せと言わないから、こいつでいいんでないかみたいな、相殺しろみたいな、そういう……。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） そういうのではないんだね。そういうのではないけれども、1,613万円は現時点で25年度分は認められていると。26年度分の2,491万円は、これは認められていないという部分で。そういうふうな解釈というか、考え方に立ってもらうと、わかりやすいと思うんです。これは、認めていただかなかったから、私たちは、国、県はそれは払いませんよと言ったら語弊あるのかな、それは認めませんよ、補助の交付の対象には認めませんよと、そういうふうに言っているのね。それを認めてもらえば、私たちのところはきちんと全部対象になるということなんです。

12番（山岸三男君） 1,600万円について、27年、ことしの3月の日付で通知があったと。まだ検査を行う予定であるというので、まだ返せも何も返還のあいつもまだ来ていないと。来るかもしれないし、来ないかもしれないという状況なんだね。

町長（相澤清一君） 多分来るのではないのかなと思っていますけれどもね。

12番（山岸三男君） 来るとなると、さらに美里町として1,600万円の金を準備しなくちゃいけないという。さらに、2,400万円は何とか県、国から美里町に返していただくと、そうだよな。

町長（相澤清一君） 働きかけきても、なかなか。それはわからない。

12番（山岸三男君） そうすると、（「失礼しました」の声あり）

町長（相澤清一君） 最悪の場合は4,000万円。

12番（山岸三男君） 最悪4,100万円の美里町の損失なり、持ち出ししたということに、そういう受けとめに。

町長（相澤清一君） なるかもしれませんということ。

12番（山岸三男君） 大きいね。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 国が、県は国の言いなりですから、あと県を言ってみたところで、国の基準があちこち変わったりしていますので、国が基本的にどういうふうな形で決着をつけるのかと。平成25年度まではたしか結構甘いというか、補助のとにかく支出、町でしたものについては、フリーパスみたいなところで、それでうちのほうもそれでいいということで、これ

だって県も結局同じ基準を見て、同じものを見て同じくやっているだけですから、1,600万円何がしの、違う、要するに4,600万円まるまる交付していただいているわけです。

ですから、その基準で平成26年度もやれば何も2,400万円も減額した形で、補助金の実績というか、交付請求することもなかったんですけども、やっぱりそれじゃだめだということなので、じゃあ町で支払ったけれども、企業が持ち逃げした分は、補助対象になりませんと言われたものですから、いつまでもやらないとそれ以外の補助金の交付も受けられないからということで、仕方なく補助金の交付の請求はしなきゃないということで、基準も改められたというか、平成26年度で新たに改正になっているところもありますから、それに従って出したらば、もらえる2,400万円がもらえなくなったという、簡単に言葉ちょっと足りないですけども、そういうことでございます。

だから、平成25年の1,600万円も、町がこうですよと言えば宮城県も動くのかもしれませんが、前の基準でやったので、何も正確にやったんだから、知りませんよと町が言った場合、じゃあ、県がどうやって調べるんですかという話になるわけですよ。県が調べないということは、国も調べないということですから、一体どういうふうにしてその幕引きをするのか、とんと私も、国で何も方針出していないですから、検討つかないですよ。

ですから、取り扱いが平成25年度、26年度、何かちょっと違ったような感じになっているわけですよ。平成25年度の基準でもって、いや、社会保険料未納になってもとにかくその部分は補助金認めますよという、平成26年度分は逆に私のほうは、受けられるわけですよ。その900万円から1,000万円ぐらいは足し算してもらえという。簡単に言うとそういう構造なんですよ。ただ、そうなるかどうかはわからないというところなので、いずれにしても国が厚生労働省がどのような形でやる、始まるのかは、全く検討つかないし、何もわからないというのが現段階での情報です。（「もう一つ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 今後の見通しというところで、7月22日に財産状況報告集会、これは裁判所でやるわけですか。合同庁舎、裁判所。裁判の過程とは違うんですね。（「報告だね」の声あり）

12番（山岸三男君） 報告集会ですね。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） それは、裁判どうのこうのではなく、破産宣告もう受けているので、破産宣告を受けた会社の財産が一体本当にどれだけあるのかということで、たしか1回目も

う終わってしまっていて、私どものような債権はたしかゼロなんです。だから、ただ2回目も今度確定ということで、取引先の民間の企業とかもございますので、もちろん租税債権もあるし、そういったことで具体的に破産会社のD I Oジャパンの破産したんだけれども、財産がどれだけ本当にあるのか、そしてそのときにどれだけ債権者に配当があるのかということの報告なんです。もう裁判どうのじゃなくて、破産宣告はもう受けていますから、破産管財人もついて、実際財産調査もたしか終わっているはずなんです。現金でも多分何百万円だか、何十万円だかよくわかりませんが、そんな程度で、もともと財産、資産ある会社じゃないですから、不動産も何も。ですから、それをでも確実に私どもとしたら職員も派遣して、きっちりとそこで報告は受けてきたいと思っていますので、ただ、今予想される配当はおそらくゼロであろうと思います。

12番（山岸三男君） いいですね。よろしいですか。柳田議員。

4番（柳田政喜君） 1点だけ、確認なんですけれども、今年度1月22日付の協議会の資料では、離職者の就職状況ありまして、それ以降ないんですけれども、離職者に対するケアはもう既に済んで、終わっているということでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 離職者。町長。

町長（相澤清一君） 職員のみみんなで一緒になって、再就職の部分は精いっぱいやったつもりです。それ以上、今離職者の状況とか、そういうのはつかんでおりませんし、今後そういうふうなことを反映していないということでもいいですか。皆さんそれぞれ違う職場に移ったり、あと、仕事やめて自分で自宅にいて主婦業をしたり、そういうことできちんとその辺はケアしたと思っております。

それで、十分かどうかはわかりませんが、そういうことで精いっぱいやらせていただきましたので、今のところ大きな、そういうふうな不満とか不平とか、そういうふうな要望とかは来ておりません。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、よろしいですね。（「はい」の声あり）

コールセンター人材育成事業については、以上ということにいたします。

じゃあ、すぐに交代しましたら、すぐに始めます。

暫時休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時50分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、再開をいたします。

次に、4点目の美里町都市計画基本図データ整備事業についてということに入ります。

じゃあ、まず総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、最後になりました。よろしくお願いいたします。

4点目の説明員を御紹介させていただきます。

初めに、建設課長の沼津晃也でございます。

建設課長（沼津晃也君） 沼津です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、下水道課課長補佐の花山智明でございます。

下水道課課長補佐（花山智明君） 花山です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、産業振興課課長補佐の今野正祐でございます。

産業振興課課長補佐（今野正祐君） 今野です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 最後になります。産業振興課商工観光室長の阿部伸二でございます。

産業振興課商工観光室長（阿部伸二君） 阿部です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、建設課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、建設課長。

建設課長（沼津晃也君） 本日は、議長様のお取り計らいによりまして、全員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

さきに町長から御説明を申し上げておりました美里町都市計画基本図データ整備事業につきまして、私のほうから詳細の説明を申し上げます。

まず、最初に1ページ、美里町都市計画基本図データ整備事業についてということで、事業の概要であります。実施年度は平成25年度であります。業務名が平成25年度美里町都市計画基本図データ作成業務であります。

事業内容、以下お示しした資料のとおりでございます。

続きまして、経過でございますが、事業完了後、平成26年9月に本業務に従事しておりました従業員から、厚生労働省に通報があり、宮城県を通じて事実関係を確認するよう町に依頼がありました。

通報内容につきましては、資料でお示ししているとおりであります。

これらの内容について、もと従業員に対しまして、町の職員が直接電話による聞き取りをいたしましたし、また委託業者につきましても、数回にわたり事実確認を行ってきたところであ

ります。

事実確認の結果は、資料でお示したとおりであります。資料3ページのほうをお開きください。

これは、平成25年度美里町都市計画基本図データ作成業務委託仕様書でございます。これの大きい2、雇用・就業機会の創出計画の(2)の業務委託料及び予定される人件費の項目で、業務委託料に占める人件費の割合と、同じく(3)事業に従事する新規雇用する失業者がクリアできないことが判明いたしました。その結果、資料5ページをお開きください。

資料5ページのほうで、委託者のアジア航測は、平成27年5月13日に成果物を美里町に帰属するとの契約と、業務委託料の全額が美里町に返還されております。現在町からの補助金返還につきまして、宮城県と協議中ではありますが、今後事業にかかりました事業費1,575万円全額を、宮城県を通じ、返還する予定でございます。

以上、事業経過報告であります。よろしくお願いいたします。

議長(吉田眞悦君) じゃあ、ただいまの説明につきまして、何か皆さんのほうからございますか。山岸議員。

12番(山岸三男君) これ25年度の契約ということで、既に、25、26、27年と3年目に入っているんだけど、契約期間が26年3月25日までとなっているんですけども、美里町都市計画基本図データそのものは仕上がってきたというか、完成されたんですか。

議長(吉田眞悦君) 課長。

建設課長(沼津晃也君) 議員おっしゃるとおりですね。4ページにつけておりますが、業務完了を確認してございます。データ等につきましても美里町に納品されてございます。

議長(吉田眞悦君) 山岸議員。

12番(山岸三男君) ということは、お願いしたデータ、基本図、データそのものは完成して届いたということで、実害というのはないといったらおかしいけれども、会社の業務を違反なやり方をしたことによっての会社から、みずから返還の申し出があったということによろしいんですね。それで、本来ならば契約というのは、違反行為かどうかお願いしたとおりならないときは、違約金だとか、そういうものが発生するんじゃないかと私は思うんですけども、今回はそのようなことにはならないんですか。

議長(吉田眞悦君) 違約金の関係について。課長。

建設課長(沼津晃也君) 業務に関しましては、全て満足する成果物でございます。それで、引き渡しを受けておりますし、この業務に関しては別に問題はなかった。ただ、仕様書の中に、

緊急雇用と言える分の特殊な仕様の中で、違反が見受けられたので業者さんのほうから委託金全額を、自主返納の申し出がありましたので、そのとおりになったということです。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 今、建設課長話したとおりなんです。成果物は、きちっと納品していただいていますから、町としても確認していますので、何ら問題はないということなんです。ただ、アジア航測では緊急雇用で雇用した人間が全部ルール違反だったということではなくて、グレーゾーンもいるんだと。ただ、これはやっぱり国の補助事業で事業主体が美里町ですから、美里町に迷惑をかけたくないと、社内でも半年ぐらいかけて社内調査もして、社内でのもちろん責任の取り方というのもあったんでしょうけれども、ただ実際問題、20分の7とか20分の10というふうにはならないと。事業を美里町には迷惑をかけたくないということがまず1つと、アジア航測というのは、東証たしか二部上場の会社なんですね。二部上場の会社でも、上場企業には変わりないと。ましてやアジア航測、コンプライアンスを重視している、どこの企業でもそうなんでしょけれども、コンプライアンスを重視しているものだから、そういう会社のまずコンプライアンスの体制、それから美里町に迷惑をかけてはならぬと、もちろん今後のこともございますから、そういうことで全額、仕事はしたんだけれども、全額町に返還いたしますのでということで、返還をしていただきました。そういう事情でございます。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 美里町に一切の実害はなかった、むしろただ働きしてもらっている状況になっているんだけど、会社自体は道義的に美里町に対して返還するんだけど、行政処分的な対外的なことはあるんですか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 対外的なものというのは、まず美里町では処分が云々というのはないですね。だから、むしろ補助金ですから、例えば国の検査とか会計検査になってから、こうだ、ああだということになる前に、きちっと社内でのいろんな通報があつてからのことであろうけれども、きちっと調査をして、こういう結論に至ったということでございます。

また、アジア航測の話ですと、例えば会計検査員が実地調査に美里町が入った場合でも、その事情を全部お話し申し上げるし、検査にも御協力申し上げますと。既に関西でも何力所か会計検査が入っているそうですけれども、それについてもきちっと対応して来たので、美里町でもし会計検査の実地検査があつた場合は、お声がけをいただければはせ参じますからということも承っております。（「了解」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ほかに。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 今副町長話したけれども、このつくられた資料は、いい加減ではないですよね。悪いけれども、やり方もいい加減、図面もいい加減ではね。これは使えるような内容ですか。

議長（吉田眞悦君） 説明にもありましたけれども、再度。課長。

建設課長（沼津晃也君） 業務完了検査復命書も資料としてつけておりますが、そういうのは一切ございません。

議長（吉田眞悦君） きちっとした完成品だそうです。橋本議員。

10番（橋本四郎君） これは、都市計画法に基づくものですね。農業振興課には農業振興地域の整備に関する法律があるけれども、都市計画法と一緒に国と一緒に仕上げるんですか。都市計画区域だけでなく。農村振興にかかわる地域も一緒に調査をするのかどうか。それなら農業振興課が何で出てるのか。

議長（吉田眞悦君） 緊急雇用の窓口が産業振興課。

10番（橋本四郎君） 緊急雇用か、ごめん。ではいいです。

議長（吉田眞悦君） じゃあ、ほかに。（「なし」の声あり）じゃあ、よろしいですね。

以上で、町長から申し出がありました協議事項については、終わりにいたします。

じゃあ、10分まで休憩いたします。あと議会の分行いきますのでね。まだ、終わりじゃありませんのでね。

再開は、4時10分。

午後4時03分 休憩

午後4時10分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

これからは、議会内部のいろいろ報告やら、連絡やらということにさせていただきます。

まず最初に、私のほうから3点ほど報告をさせていただきます。

まず、最初、6月1日に県の議長会の臨時総会がありました。その中で、皆さん御存じの方多いかとは思いますが、議会だより特別委員会のほうが、美里町議会が特別褒賞、褒状ということで、県で1町だけということで、我が町が受賞をいたしました。山岸委員長に来てもらおうかと思ったんですが、代理で私が行ってまいりました。

それで、一応これについては、当然今の議会だよりの皆さんもですけれども、過去の議会だ

よりの委員さん方、ここにいる方も大勢いらっしゃいます。あとは、勇退された方もいらっしゃいますけれども、あと事務局と。その皆さんの力の結果ということでございますので、本当に御苦労さんでございましたし、大変おめでたいことだなというふうに思います。

ここに、早速、大分立派なものですから、また飾らせていただきますので、数々の今までの実績、なおさら特にこれが値にするのかなというふうに思いますので、そういうことでございますので、一応おめでたいことですからね。大変御苦労さんでございました。これからも、よろしくをお願いします。他町の議長さん方も、美里町の議会広報については、大変立派なものですということで、お褒めをいただきましたので。

それで、この件もですけれども、あとまだ全体の中で事務局、臨時のものですけれども、非常勤の鈴木さんについても、今まで委員会とか個別については御紹介してまいりましたけれども、あわせて鈴木さんの御紹介もしたいなというふうに思っていますので、議会終了後、18日の夕方、一応予定は6時というふうには考えておりますが、議会が延びれば、後ろに延びることになりますけれども、最終日の夜にお祝いをまず皆さんでしたいなというふうに思っていますので、上野屋さん、場所だけは確保しております。それで、議会終了後、18日の日にそれに参加できないという方についてだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。事務局も含めて、臨時の方も含めてですけれども、全員参加をお願いしたいなというふうに思っております。参加できない方いらっしゃいますか。福田さんちょっと事情ありますのでね。じゃあ、福田議員以外は、全員参加ということでね。よろしく願いいたします。

あと、もう1点、同じく議長会で総会がありまして、それで新しく今回役員改選、県の議長のほうの役員改選がありました。それで、今月16日から新役員さん、まだ旧役員の期間ですけれども、あと何日かですけれども、それで今度ブロック制をとるということで、会長は仙南の大河原の議会の秋山議長さん、そして、副会長は大郷の石川議長さんと、あと県北の色麻の相原議長さんが副会長になると。あとは、監事については大衡の細川運一議長さん、そしてあともう一方が女川の木村議長さんということで、その三役で回していくと。今私も理事になっているんですが、理事会制は廃止するというので、これもちょっと議長会の改革ということで、15日までは任期ですが、16日からはそういう役はなくなるということになります。一応そういう役員体制で議長会、今後2年間は進めていくということになりますので、いろいろ議員研修等なんかでもお会いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、報告の私からのもう1点ですけれども、議会報告会の中でもちょっと出されておりましたけれども、早稲田大学のマニフェスト研究所に募集しないんですかという話で、あのとき

には、募集する予定はありませんという答えを出しておりましたが、一応活性化の特別委員会を設置してから今6年目に入っております。ということで、我々のやってきたこと、要するに皆さんでどうにか決めたことから実践しましょうということですと6年間取り組んでまいりました。それで、そのレベルがどの程度にあるのかなというふうなことで、私と副議長の判断で、早稲田大学のマニフェスト研究所議会改革調査部会というところに、その調査票を出しました。それで、かなりの項目があるんですが、そちらを出して、そして過般そこから議会改革度調査の2014年度、昨年度のランキングということで、公開を受けました。

それで、我が町議会の関係なんですが、全自治体約1,800ぐらいあるんですけれども、そのうちの84%が募集したと。それで、1,503議会が募集したと。募集じゃない、応募したということで、その中で1,503の中の我が美里町議会は、ランクとして159位です。ということがまいりました。それで、宮城県の中では6番目ですよということで、ちなみにですけれども、1,504の中の自治体の議会の中で、町村だけを数えてみますと、全国で18番目という位置に、昨年度の取り組み状況はそうでしたということで、一応結果がまいりました。

それで、その順位のつけ方というのが、大きく3項目ありまして、1つは情報公開の度合い、あと、住民参加と、あとはいろんな機能強化の部分という大きな3つの柱で、採点を受けます。その中で、我が町議会は、情報公開、住民参加、機能強化とも大体同じレベルの線。やはり得意、不得意があるようで、かなり波があるんですね、皆さん。この部分はすごくすぐれているけれども、この部分は落ちますよと。ただ、うちのほうのあくまで採点上ですけれども、大体平均して3つの部門とも上位にありますよというようなので、159番というようなことになったようであります。

そういうことで、一応これに気を緩めずに、これからも今皆さん分科会でそれぞれもんでもらっていることでもありますので、とにかく当初から決めているとおり、実践に移してやっていきましょうというのが、我が町のスタイルですからね。特別委員会の。それらの皆さんの協力の結果だったなというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願いしたい。そして、また進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。じゃあ、以上で、（「費用の件」の声あり）じゃあ、18日の打ち上げ、お祝い会の関係につきましては、議員積立のほうから出しますので、その点よろしいですね。（「はい」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） じゃあ、事務局のほうから御説明させていただきます。

まず、一番上のところにございます正誤表でございます。議案書の資料編のほうに訂正がありまして、議会運営委員会のほうでも協議した結果、本日正誤表のほうだけ配付させていただきます。

きまして、あとは議会の初日、16日の朝にシールの処理をさせていただきますので、こちらの議員控え室のほうで順次対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 初日の日に議案書持ってきてくださいね。一般質問だけじゃないですからね。

事務局長（吉田 泉君） 議員控え室のほうで職員が待機しておりますので、対応させていただきます。

あと、本日の配付の資料でございますが、前回配付した以降の予定表ですね、現時点までの確定しているところ、追加しているところでございます。前回から特に追加になっている部分は、教育民生常任委員会の所管事務調査、これが7月14、15日ですね。総務産業建設常任委員会の所管事務調査が7月28、29日です。あと、県北議長会の毎年行っております議員研修会、交流会、今回は場所が色麻町議会になっておりますので、こちらが10月1日に色麻町のほうで開催のほう設定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、前回の予定表のほうにも記載はなっておりますが、7月24日震災復興セミナーということで、こちらが加美町のパッハホールのほうで開催する予定になっております。7月30日が議員講座、こちらは前回の予定表にも出ておりますが、仙台市のほうで、統一地方選挙の関係で前回3日間やっているやつが、後半のほうにと、1日のやつが前半のほうになっていると、例年と逆になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、こちらの町村振興対策に係る県知事への要望ということで、毎年要望があるのでございますが、そちらの資料、1枚ペラになっておりますが、つけさせていただきます。まだ、正式な文書のほうは届いておりませんが、臨時総会のほうで。

議長（吉田眞悦君） 局長、皆さんにいついたか、要望のやつさ。ちょっと今準備します。

事務局長（吉田 泉君） セットしてもらったんですけども、セット漏れになっていたようです。まだ、この状態ですけども。こちらは例年もございましたが、本年も県知事への要望ということで、まいっておりますので、昨年ですと、7月末まで事務局のほうにあればということだったんですけども、本年もそれでよろしいですね。

議長（吉田眞悦君） 8月30日だね。

事務局長（吉田 泉君） 7月末まで、要望等あれば。お願ひしたいと。あと、先ほどの茶封筒のほうは中ごろんになっていたかと思ひますが、期成同盟会の関係でございますね。こちらのほうの資料です。あとは、本日、前回改正している例規の加除分のそのの該当のところだけピンポイントに加除するような形で、配付させていただきました。あと、執行部側のほうです

ね。説明員も変わっておりますので、座席表の関係と、あと美里町の職員の座席表のほうも配付のほうをさせていただきました。

あと、本日県議長会のほうから、厚い白の冊子のやつですけれども、各町村の一般会計当初予算額調べということで、本日ちょうど届きましたので、配付のほうをさせていただきました。

第2分科会の開催通知のほうを、該当の委員のほうに配付させていただいております。

あと、本日県議長会のほうから届きましたが、平成28年度分の議員手帳、会議ノートのあっせんの方の関係になっておりますので、議員手帳、会議ノート、もし必要だという方がいらっしやいましたら、事務局のほうに連絡をお願いしたいと思います。

いいですか、あと最後に、第2回、第3回の会議録の署名のほうお願いできればと思います。

(「何の署名」の声あり) 会議録、本会議の。

議長(吉田眞悦君) 閉会したら、ここに持ってきますから。随分ありますから。

事務局長(吉田 泉君) 以上です。

議長(吉田眞悦君) 以上で、こちらからの説明は終わりですが、何か皆さんからありますか。
櫻井議員。

6番(櫻井功紀君) 局長さん、議長会から要請あった団体保険、全員が加入するというところで。

事務局長(吉田 泉君) それ今。書いていたんですけども、言い落としてしまいました。

議員互助の関係でございますね。そちらにつきましては、全員加入ということで、県議長会を通して、今は全国議長会のほうにいつているところでございます。最終的に告知をされている方の分につきましては、それも含めてまだ最終的な確定というんですかね、その連絡はまだ来ていないところですので、もし、告知の関係で入れないとかということになった場合は、最終的には返金という形になるかと思えます。その最終的な結果というのは、現時点ではまだでございますので。もし、その件はわかり次第御連絡します。

議長(吉田眞悦君) 来たら即座に該当する方にはね。

事務局長(吉田 泉君) 以上です。

議長(吉田眞悦君) ほかに。山岸議員。

12番(山岸三男君) 同じです。

議長(吉田眞悦君) 同じね。じゃあ赤坂議員。

5番(赤坂芳則君) 第2分科会の案内の入っているはずなんですけど、終わってから、決めてから……。

議長（吉田眞悦君） 調整ね。

5番（赤坂芳則君） 調整しますので、残ってください。（「わかりました」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ほかに何か皆さんありますか。（「なし」の声あり）

じゃあ、なければ、副議長。

副議長（平吹俊雄君） 議運の方々は、午前中から、それ以外の方は午後1時半からということで、長時間にわたりまして全員協議会、スムーズに進行しました。感謝を申し上げたいと思います。

沖縄地方も午前中に梅雨が明けたということで、平年より2週間早いようです。一方では、長崎では大雨で警戒情報が出ているというようなことで、この辺は安定していますけれども、今後梅雨の時期に入ります。そういうことで、今月16日から3日間でございますが、6月定例議会が始まりますので、体調には十二分注意いたしまして、議会定例会には十分な体制で臨んでいただきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

午後4時30分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月11日

美里町議会議長